

日本における IFRS 任意適用

田原 泰雅
金融庁

要 旨

日本では、2010 年 3 月期より、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に、以下の観点から IFRS を任意適用することとされた。

- ・財務諸表の国際的な比較可能性の向上
- ・国際的な資金調達の容易化
- ・経営管理の効率性の向上と国際競争力の強化

日本政府は、IFRS 適用以前から会計基準の国際的な調和と日本基準の高品質化に向けた努力を継続してきた一方で、2013 年以降、様々な施策により IFRS の任意適用の拡大促進に努めてきた。2016 年 6 月 30 日時点で IFRS を適用している企業は 120 社にのぼり、これらの企業の時価総額が日本の上場企業の時価総額全体に占める割合は 21.5%となっている。

2015 年の金融庁による調査では、IFRS 任意適用企業は導入時に想定されたメリットを享受していると認められた。一方、IFRS 移行時に直面した課題として、特定の会計基準への対応、人材の育成及び確保があげられた。

IFRS には、日本の考えるあるべき IFRS とは異なる点（のれんやリサイクルングを含む純損益の会計処理等）があり、こうした点について議論が深められていく必要がある。

I 歴史と背景

1. 国際的な IFRS の適用に向けた動き

EU は、2005 年 1 月から、EU の域内上場企業に対して国際会計基準（IFRS）の適用を義務づけるとともに、域外上場企業に対しても、2009 年 1 月から、IFRS またはこれと同等の基準の適用を義務づけた。

また、EU 以外の諸国においても、IFRS について、①国内上場企業が適用することの容認、②一部国内上場企業にその適用を義務化、③国内全上場企業へ義務化など、その形態は様々であるが、IFRS の適用は世界に広がりつつあった。

米国においては、このような EU 等における IFRS を巡る動きも視野に、2002 年の国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）の間のいわゆる「ノーウォーク合意」以降、IFRS と米国会計基準のコンバージェンスに向けた動きが急速に進展した。また、米国証券取引委員会（U.S. SEC）は、EU において域内上場企業に対する IFRS の適用が義務づけられたこと等を踏まえ、2005 年 4 月に、米国市場に上場し、IFRS を適用している米国外企業の数値調整を廃止することなどを公表し、2007 年 12 月に、最終規則を公表、2007 年 11 月 15 日以降に終了する会計年度に関する財務報告から適用した。さらに、U.S. SEC は、2008 年 11 月に米国企業に対して IFRS の適用を容認（任意適用）・強制適用するための「ロードマップ案」を公表し、一定の要件を満たす企業については、2010 年初以降に提出される財務報告について IFRS の適用を容認するとともに、2014 年から財務報告を提出する全企業に IFRS を段階的に強制適用することの是非について 2011 年までに決定する案を提示した。

2. 日本における IFRS の任意適用開始

(1) 背景

日本では、連結財務諸表を日本基準に準拠して作成することが求められ（一定の条件の下、米国基準の適用も容認）、国際的な動向を踏まえた高品質化への取組みが行われてきた。2005 年以降は、IFRS を巡る動向を踏まえた会計基準のコンバージェンスの動きが加速化し、日本の企業会計基準委員会（ASBJ）は、EU による日本の会計基準の同源性評価も視野に 2007 年 8 月、IASB との間で IFRS とのコンバージェンスの取組みに係る「東京合意」を公表した。

ASBJ を中心とする関係者が、東京合意を踏まえたプロジェクト計画表に沿ってコンバージェンスを積極的に進めた結果、欧州委員会（EC）は、2008 年 12 月、米国会計基準と同様、日本会計基準を IFRS と同等であると最終決定した。

このように、日本基準は国際的にも IFRS と同等と認められたが、IFRS を適用している国や、適用に向けた動きが、米国をはじめ EU 以外の諸国においても徐々に広がっている状況を踏まえれば、今後、日本を除く世界の全ての主要な金融資本市場において、IFRS が用いられることとなる可能性があった。

このような状況の下、日本として、将来を見据え、コンバージェンスの推進のみならず、以下のような観点から、日本企業に対して IFRS に基づく財務諸表の法定開示を認め、ないしは義務づけるためのロードマップ（工程表）を作成し、具体的な展望を示すべきとの指摘が各方面からなされた。

- ・グローバル化する金融資本市場における財務諸表の国際的な比較可能性の向上、ひいては日本の金融資本市場の競争力の向上に資する。

- ・海外の投資家にとっての日本企業の財務諸表の理解・分析の容易化，企業にとっての国際的な資金調達の容易化が期待される。
- ・IFRS による財務報告により，海外展開をしている日本企業にとって，経営管理の効率性の向上と国際競争力の強化に資する。

このため，企業会計審議会において，日本における国際会計基準の取扱いについて議論が行われ，2009年6月に「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）（以下，「中間報告」という。）」が公表された。

(2) 中間報告と任意適用の開始

中間報告においては，日本における IFRS の任意適用にあたって，実務の準備・対応をはじめとする以下のような諸課題への関係者の取組みが必要であるとされた。

a. IFRS の内容

IFRS が，日本の商慣行，企業の実態を適切に反映したものになっている必要がある。また，当時危機的な状況にあったグローバルな金融資本市場の状況も踏まえた基準である必要もある。

b. IFRS の設定におけるデュー・プロセスの確保

当局や市場関係者に対する説明責任の強化，基準設定における関係者へのプロセスのフィードバックの充実をはじめとする国際会計基準委員会財団 (IASCF) のデュー・プロセスの確保およびそのガバナンスの改善が図られることが重要である。

c. IFRS に対する実務の対応，教育・訓練

投資者，作成者，監査人，当局等の日本の関係者が IFRS を理解し，使いこなすことができることが不可欠である。

d. IFRS の設定やガバナンスへの日本の関与の強化

IASB における基準設定や IASCF のガバナンスに関する日本からの貢献や意見発信などの様々な局面において，会計基準に関する日本の国際的なプレゼンスを強化することが重要である。

そのうえで，中間報告においては，日本において IFRS を適用する場合には，IFRS に基づいて作成される財務報告がこれまで以上に高品質であることが確保される必要があるとされた。日本の会計基準は，基準内容及びそれに基づく実務が一体となって国際的に高品質なものとなっている。このため，これまでの実務の蓄積の上に立ち，さらに高品質な財務報告を目指して日本企業に対し IFRS の適用を図っていく観点から，IASCF のガバナンスや欧米等の国際的な動向を見極めた上で，IFRS の将来的な強制適用の展望を示し，IFRS 適用の前提となる課題に着実に取り組みつつ，以下の方法の下に，IFRS の任意適用を認めることとされた。

① 任意適用の対象

任意適用を認める企業については，早期に IFRS を任意適用するニーズがあり，適正な財務報告が作成できるよう，IFRS に基づく具体的な会計実務等の検討・準備が行われるなど必要な体制整備がされていることを確保する観点から，下記の要件が定められた。

- 上場会社であること
- IFRS による連結財務諸表の適正性確保への取組み・体制整備をしていること
- 国際的な財務・事業活動を行っていること（外国に資本金が 20 億円以上の連結子会社を有していることなど）

② 任意適用時において適用する IFRS

米国のロードマップ案においては

IASB が作成した IFRS をそのまま適用するとしていた一方、EU は IFRS の一部分を修正ないし除外したものを適用することとされていた。中間報告においては、IFRS の内容を十分吟味するとともに、日本の会計関係者が IFRS の基準設定プロセスにおいて積極的な意見発信を行っていくことを念頭に、IFRS の基準設定の状況（デュー・プロセスを含む）の監視を行う必要があるとした上で、任意適用に関しては、基本的には IASB が作成した IFRS をそのまま適用することが提案された。

③ 個別財務諸表の取扱い

EU においては、上場企業の連結財務諸表について IFRS が強制適用されているものの、個別財務諸表への適用については、国により区々である。また、米国においては、連結財務諸表のみが開示されている。したがって、国際的な比較可能性、資金調達の容易化、市場の競争力強化等の観点からは、個別財務諸表に任意適用を認めることについては、必ずしもその必要性は高くないものと考えられた。

また、日本においては、個別財務諸表は、会社法上の分配可能額の計算や、法人税法上の課税所得の計算においても利用されており、日本固有の商慣行、利害関係者間の調整や会計実務により密接な関わりのあるものである。したがって、仮に、IFRS を個別財務諸表に適用することを検討する場合には、これらの他の制度との関係の整理のための検討・調整の時間が必要であるとされた。

これらを併せ鑑みた結果、少なくとも任意適用時においては IFRS を連結財務諸表作成企業の個別財務諸表に適用せず、連結財務諸表のみに適用することを認める

こととされた。

中間報告を踏まえ、2009 年 12 月に関係内閣府令が改正され、2010 年 3 月期から、国際会計基準（IFRS）に準拠して作成した連結財務諸表を金融商品取引法による連結財務諸表として提出することが認められた。

(3) 将来における強制適用の検討

2009 年当時、IFRS は、世界各国で受け入れられつつあり、仮に米国も 2014～2016 年に IFRS に移行することが現実となった場合には、国際的な金融資本市場の大半において IFRS に基づいて財務報告が行われるという状況も想定された。

また、同一市場において複数の会計基準が長期間にわたり併存することは、比較可能性の観点から望ましくないという意見も出されていた。

したがって、内外の諸状況を十分に見極めつつ、将来を展望し、投資者に対する比較可能性の高い情報の提供、金融資本市場の国際競争力確保、企業の円滑な資金調達の確保、監査人の国際的プレゼンス確保、基準設定プロセスにおける意見発信力の強化などの観点から、IFRS を一定範囲の日本企業に強制適用とした場合の道筋を具体的に示し、前広に対応することが望ましいとされた。

他方で、EU やその他諸国の IFRS の適用状況等、諸情勢については不透明なところもあり、また、IFRS の強制適用については、2. (2) a. から d. で述べたような諸課題について、全ての市場関係者において十分な対応が進展していることが必要であり、諸課題の達成状況等について十分に見極めた上で、強制適用の是非も含め最終的な判断をすることが適当であるとされた。

3. 任意適用の促進

中間報告の公表およびIFRS任意適用開始後、企業会計審議会は、2011年6月から約1年間にわたり審議を重ね、2012年7月、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（以下、「中間的論点整理」という。）」を公表した。

中間的論点整理では、連単分離を前提に、IFRSの任意適用の積上げを図りつつ、IFRSの適用のあり方について、その目的や日本の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し、最もふさわしい対応を検討すべきであるとされた。

企業会計審議会は、引き続き、この中間的論点整理に基づいて議論を行い、2013年6月に「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針（以下、「当面の方針」という。）」を公表した。

当面の方針においては、会計基準の国際的な調和に向けた努力を継続し、日本基準を高品質化するような会計基準の変更について前向きに対応し、高品質な日本基準を維持していくことが重要であるとされた。そのうえで、IFRSへの対応のあり方に関して、以下の基本的な考え方が示された。

- a. 現在のIFRSの内容については、基本的な考え方として受け入れ難い項目や、日本の企業経営や事業活動の実態にそぐわず、導入コストが過大であると考えられる項目が一部存在し、また、IASBにおいて開発中の項目も存在する。
- b. IFRSは今後とも世界の関係者が参加して改善されていくべきものであることから、IFRS策定への日本の発言権を確保していくことが重要となる。

こうした観点から、まずは、IFRSの任意適用の積み上げを図ることが重要であるとされ、

任意適用要件について、上場していることや国際的な財務・事業活動を行っていることという要件の撤廃や、金融商品取引法の規定に基づく単体財務諸表の開示について、連結財務諸表において十分な情報が開示されている場合には注記を一部免除するなどの簡素化を行うなどの考え方が整理され、関係内閣府令の改正が行われた。

他方、日本におけるIFRSの強制適用の是非等については、未だその判断をすべき状況にないものとされた。この点については、任意適用企業数の推移も含め上記の措置の達成状況を検証・確認する一方で、米国の動向およびIFRSの基準開発の状況等の国際的な情勢を見極めながら、関係者による議論を行っていくことが適当であるとされた。

2014年6月24日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014においては、閣議決定レベルでは初めて「IFRSの任意適用企業の拡大促進」が明記された。この方針についてはその後毎年改訂されている『日本再興戦略』においても継続的に確認されている。また、例えば、『日本再興戦略』改訂2015では、IFRS適用企業やIFRSへの移行を検討している企業の実務を円滑化する観点から、IFRS適用企業の実例の開示例やIFRSの改訂も踏まえ、IFRSに基づく財務諸表等を作成する上で参考となる様式の充実・改訂を行うなどのIFRSの任意適用の促進に向けた具体的施策が示されている。

II IFRS 任意適用企業の現状

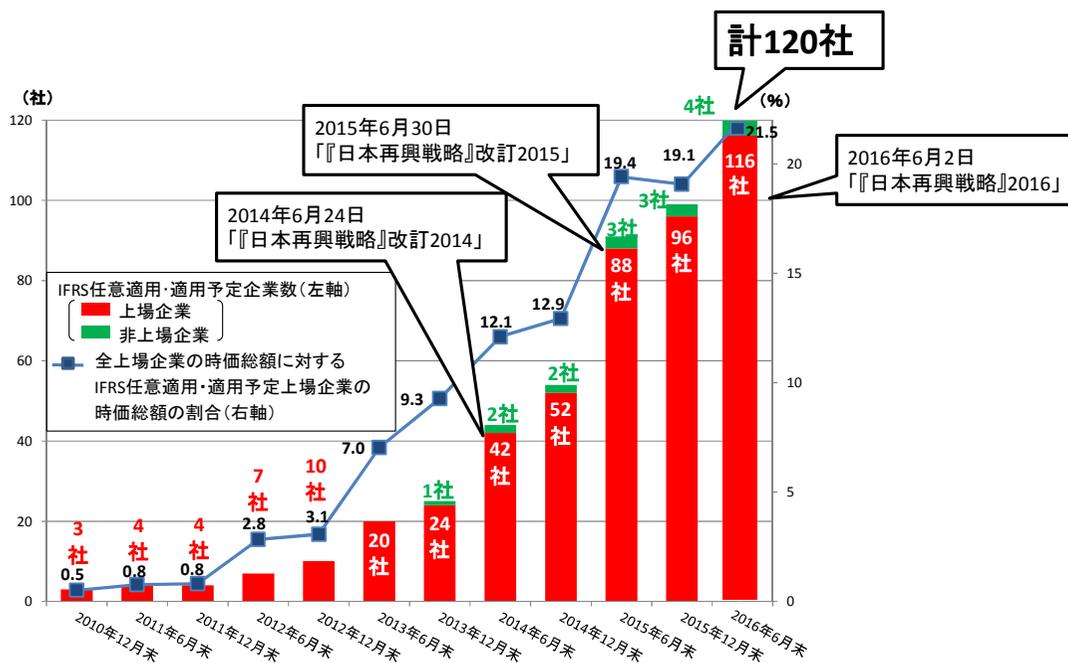
1. IFRS 任意適用企業数の推移

これまでの取組みの結果、IFRSの任意適用企業（適用予定企業を含む。以下同じ。）は着実に増加している。2010年3月期からIFRS

の適用が認められ、当該期に最初の任意適用企業による提出がなされた。その後、2012年7月の「中間的論点整理」公表時には7社であった企業数は、2013年6月の「当面の方針」の公表時には20社、そして2014年6月の『日本再興戦略』改訂2014』の閣議決定時には44社と増加した。

さらに、『日本再興戦略』改訂2014』の閣議決定後は、これまで以上の増加ペースとなり、2016年6月30日時点では120社となった。また、これらの企業の時価総額が日本の上場企業の時価総額全体に占める割合は21.5%となっている。

【図1】日本におけるIFRS適用状況



※ 上場企業(IFRS任意適用・適用予定企業)の時価総額(平成28年5月末時点)は、約116.60兆円であり、日本の全上場企業の時価総額に占める割合は、21.50%。

2. IFRS適用レポート

『日本再興戦略』改訂2014』においては、IFRSの任意適用企業の拡大促進の観点から、「IFRSの任意適用企業がIFRS移行時の課題をどのように乗り越えたのか、また、移行によるメリットにどのようなものがあったのか、等について、実態調査・ヒアリングを行い、IFRSへの移行を検討している企業の参考とするため、『IFRS適用レポート(仮称)』として公表するなどの対応を進める。」とされた。

当該閣議決定に基づき、2015年、金融庁はIFRS任意適用企業がIFRSに移行した理由やメリット、IFRS移行時の課題をどのように乗り越えたかについて、調査を実施した。

(1) 質問・ヒアリング調査の対象・方法

質問調査票の送付およびヒアリングによる調査は、2015年2月28日までにIFRSを任意適用した企業(40社)、および同日までにIFRSの任意適用を予定している旨を公表した企業

(29 社) の計 69 社 (国内非上場企業 2 社を含む) を対象として実施した。

調査に当たっては、69 社全社に対してあらかじめ質問調査票を送付した。そのうち、回答を寄せた企業は 65 社であった (回収率 94.2%)。また、IFRS 任意適用企業が有する、例えば業種ごとの問題点をより具体的に把握するため、65 社のうち 28 社に対して直接ヒアリング調査を実施した。

(2) 任意適用を決定した理由とメリット

IFRS の任意適用を決定した理由または移行前に想定した主なメリットについて、以下の項目から選択する形で書面調査を実施し、65 社から回答を得た。

調査結果は次の【表 1】のとおりであった。

【表 1】IFRS への任意適用を決定した理由または移行前に想定していた主なメリットとして 1 位に順位付けした項目別の回答数

項目	回答数
a. 経営管理への寄与	29 社
b. 比較可能性の向上	15 社
c. 業績の適切な反映	6 社
d. 海外投資家への説明の容易さ	6 社
e. 資金調達の円滑化	5 社
f. その他	4 社

また、IFRS への移行による実際のメリットについても、以下の項目から選択する形で書面調査を実施し、60 社から回答を得た。

調査結果は次の【表 2】のとおりであった。

【表 2】IFRS への移行による実際のメリットとして 1 位に順位付けした項目別の回答数

項目	回答数
a. 経営管理への寄与	27 社
b. 比較可能性の向上	12 社
c. 業績の適切な反映	9 社
d. 海外投資家への説明の容易さ	7 社
e. 資金調達の円滑化	2 社
f. その他	3 社

本調査項目のポイントは、以下のとおりと考えられる。

① 「海外子会社等が多いことから、経営管理に役立つ」との回答が最多であったこと

当該項目を挙げた企業は、単に海外子会社を通じた会計基準の統一というメリット、導入理由を越えて、IFRS を用いてグローバルベースの統一した業績の測定・管理、財務の透明性の高度化等を目指すという、高い理念を有していることが明らかになった。

また、グローバルに発展する日本の企業において、会計基準の採択という財務会計上の対応のみならず、経営管理の高度化を図るために IFRS を有効に活用することが重要であると広く認識されるに至っていることが窺われた。

② 同業他社との比較可能性の向上や投資家への説明の容易さを挙げた企業が多かったこと

IFRS が多数の海外企業において採用されている中、国内外の同業他社との比較可能性の向上の観点から IFRS を適用したとする企業が相当数みられた。これらの回答の中には、自社が他社との比較可能性を高めることができることによる、経営管

理面のメリットも認識している企業があったことは重要であると考えられる。また、投資家向け広報活動（IR）上の利便性の向上といった社内的なメリットを享受することを目指している企業もあることは注目すべきである。

これらの回答は、先述した IFRS 任意適用を容認した狙いと同様であり、IFRS を任意適用した企業の多くが、IFRS 導入時に想定されていたメリットを享受しているという調査結果が得られたと考えられる。

(3) IFRS 移行時の主な課題

IFRS 移行時の主な課題として、

- a. 特定の会計基準への対応
- b. 人材の育成および確保
- c. 会計システムの導入または更新
- d. 内部統制の構築
- e. その他

のどれが最も課題であったかという質問に対しては、60 社中 43 社が a.の「特定の会計基準への対応」と回答し、60 社中 9 社が b.の「人材の育成及び確保」と回答した。

特定の会計基準への対応として挙げられた会計項目は、有形固定資産の減価償却方法の選択、耐用年数の見積り、収益認識、社内開発費の資産化、資産の減損、金融商品の公正価値測定といった項目であった。このうち、有形固定資産の減価償却方法の選択や収益認識については、現場対応は煩雑であるが、一旦実務を確立できれば、監査人ともスムーズに対応できているという指摘もあった。これに対し、耐用年数の見積り、社内開発費の資産化、資産の減損といった見積りの要素が高い会計項目については、監査人との議論も容易には結論が出ないなど、監査法人の対応や、社内での人材不足もあり、議論が長期にわたる場合が多いという

意見がみられた。このため、こうした会計項目を巡る監査法人の対応について、企業の側から、企業の実態に応じた柔軟な解釈や迅速かつ円滑な監査プロセスの構築を求める意見が多数認められた。

人材の育成および確保については、企業の側でも、IFRS が原則主義であることを踏まえ、ビジネスモデルに基づく会計処理のあり方を社内で十分に検討することが必要であるとともに、企業・監査法人の双方において IFRS に精通した会計人材の裾野を広げていくことが重要であり、取組みが期待されるとされた。

ただし、これらの課題については、日本における IFRS 任意適用が拡大するなかで、関係者による取組みが行われることにより改善に向かっていくと考えられる。

III 今後の対応

2016 年 6 月 2 日に閣議決定された『日本再興戦略』2016』では、日本における会計基準の品質向上に関する具体的な施策として大きく 4 点について記載されている。

1. IFRS の任意適用企業の拡大促進

関係機関等と連携して、IFRS に移行した企業の経験を共有する機会を設けるとともに、IFRS に係る解釈について発信・周知することにより、IFRS 適用企業や IFRS への移行を検討している企業の実務の円滑化を図り、IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。

2. IFRS に関する国際的な意見発信の強化

IFRS には、以下のような日本が考えるあるべき会計処理とは異なる点が存在している。

(1) のれんの会計処理

IFRS においては、のれんは減損テストのみで非償却とされているが、日本の関係者の多くは、のれんは時の経過に伴い自己創設のれんに置き換わっていくものであり、のれんの非償却はのれんの経済的実態を適切に表していないことから、企業結合後の収益と費用の対応を図るため、のれんの減損テストを維持しながら償却を再導入すべきであると考えている。

(2) リサイクリングを含む純損益の会計処理

IFRS においては、その他の包括利益に認識する項目に関してリサイクリング処理とノンリサイクリング処理が混在しているが、日本の関係者の多くは、純損益は、企業の総合的な業績指標であり、全会計期間を通算した純損益の合計額とキャッシュ・フローの合計額は一致すべきであることから、その他の包括利益に含まれた項目はすべて、純損益へのリサイクリング処理が必要であると考えている。

これらの論点に関しては、ここ数年、企業会計基準委員会（ASBJ）をはじめとして、日本の各関係者において継続的な意見発信を行っており、IASB や IFRS 財団会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）において深度ある議論が行われていくことが重要であると考え

ている。

3. 日本基準の高品質化

IFRS 任意適用促進と同時に、ASBJ は IFRS 等の国際的な基準との整合性も考慮した日本会計基準の改善に継続的に努めており、現在、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の公表を受けて日本の収益認識基準の開発を行っている。自国基準を国際的な会計基準とより整合的なものとしていくことは、企業が IFRS に移行するハードルを下げるという側面もあることから、当該検討が加速されるよう、金融庁として必要な支援を行っていく。

4. 国際会計人材の育成

関係機関等と連携して、IFRS に関して国際的な場で意見発信できる人材のプールを構築する。また、日本公認会計士協会を通じて、IFRS に基づく会計監査の実務を担える人材やその育成に係る監査法人の状況について把握し、監査法人に対して適切な取組みを促していく。

日本政府は、これらの施策を総合的に推進していくことにより、国際的な会計基準の品質の向上および財務諸表の適正性と比較可能性の向上に貢献していく所存である。